

# 一般社団法人 日本手術医学会

## 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本手術医学会（以下「この法人」という。）に入会する会員の入会及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人に入会する会員は、所定の手続きを経て会員となることができる。

(入会手続)

第3条 この法人に入会しようとする会員は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 会員の年会費は、次のとおりとする。

正会員 8,000 円

賛助会員 50,000 円/1 口

3 評議員は、評議員費として年額 4,000 円を納入しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うことができるが、年会費の額は評議員会が決議する。

附則 この規程は、2023 年 5 月 23 日から施行する。